

在宅酸素療法

Home Oxygen Therapy

2025年10月2日

在宅医療塾

診療報酬 part 2

埼玉県医師会

常任理事

登坂英明

在宅酸素療法

30年前までは、慢性呼吸不全で酸素を必要とする患者は残り人生を入院生活で送っていた。現在では安定している段階から、在宅酸素療法が導入され、息切れなどの症状が改善されて、自宅での生活や外出までも可能になった。

在宅酸素療法の対象となる疾患

高度慢性呼吸不全

肺高血圧症

慢性心不全

チアノーゼ型先天性心疾患

重度の群発頭痛の患者

在宅酸素療法

使用する機械

1. 設置型酸素濃縮装置（酸素濃度 93%）

外出は酸素ボンベ

操作简单

電力が必要

2. 液化酸素装置（酸素濃度 100%）

液化酸素タンクの設置が大変

外出時は子機を利用（親機から子機への充填が難しい）

酸素量が多くても対応できる

電力が不要

在宅酸素療法が必要とする疾患

1. チアノーゼ型先天性心疾患

T/Fなどの疾患で発作的に低酸素血症となる時に小型酸素ボンベを使用する

2. 高度慢性呼吸不全例 肺高血圧症 慢性心不全の患者

安定した病態した病態にある退院患者及び手術待機患者

1) 高度慢性呼吸不全呼吸不全例の患者

- △動脈血酸素分圧55mmHg(経皮的動脈血酸素飽和度88%)以下の者
- △動脈血酸素分圧60mmHg以下で睡眠時または運動負荷時に著しい低酸素血症をきたす者

2) 慢性心不全の患者

- △NYHAⅢ以上、睡眠時のチェーンストーク呼吸、AHI20以上（摘要欄に記載）

3. 重度の群発頭痛

1日に1回以上の発作がみられる者

C103 在宅酸素療法指導管理料

C157 酸素ボンベ加算 C158 酸素濃縮装置加算 C159 液化酸素装置加算
C159-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算 C172 在宅酸素療法材料加算

1	チアノーゼ型先天性心疾患の場合	520点
2	その他の場合	2400点
	遠隔モニタリング加算（2月を限度）	150点
	乳幼児呼吸管理材料加算（3月に3回）	1500点
C157	酸素ボンベ（3月に3回）	
1	携帯酸素ボンベ	880点
2	1以外の酸素ボンベ	3950点
C158	酸素濃縮装置加算（3月に3回）	4000点
C159	液化酸素装置加算	
1	設置型液化酸素装置	3970点
2	携帯型液化酸素装置	880点
C159-2	呼吸同調式デマンドバルブ加算（3月3回）	291点
C172	在宅酸素療法材料加算（3月に3回）	
1	チアノーゼ型先天性疾患の場合	780点
2	その他の場合	100点

C103 在宅酸素療法指導管理料と加算点

例) 酸素濃縮装置を使った場合

1	在宅酸素療法指導管理料（その他の場合）	2 4 0 0 点
2	酸素濃縮装置加算	4 0 0 0 点
3	酸素ボンベ加算（携帯用酸素ボンベ）	8 8 0 点
4	呼吸同調式デマンドバルブ加算	2 9 1 点
5	在宅酸素療法材料加算（その他の場合）	1 0 0 点

C 1 0 3 在宅酸素療法指導管理料

保険請求上の留意点

- 1 動脈血酸素分圧または経皮的に測定した末梢血酸素飽和度の数値を
レセプトに記載
- 2 以下は算定出来ない
J024 酸素吸入 J024-2 突発性難聴に対する酸素療法
J025 酸素テント J026 観血的陽圧吸入
J026-3 体外式陰圧人工呼吸器治療 J018 喀痰吸引
J108-3 干渉低周波去痰器による喀痰排出
J026-2 鼻マスク式補助換気法の費用

在宅酸素療法

レセプト摘要欄への記載事項

- 1 当該月の動脈血酸素分圧または動脈血酸素飽和度を記載
- 2 慢性心不全で適用になった患者の場合、初回の指導管理を行った月に行った、終夜睡眠ポリグラフィーの実地日と無呼吸低呼吸指数を記載
- 3 遠隔モニタリング加算は、当該指導管理料の直近の算定年・月を記載

遠隔モニタリング加算

COPD等で通院が困難となった場合には

情報通信機器を用いて

脈拍 酸素飽和度

酸素濃縮器の使用時間・酸素流量 （企業からのオンラインで送られてくる）

2月を限度に3月目の来院時に算定出来る

1月：150点（2月を限度）

モニタリングの行った場合には、臨床所見、指導内容を診療録に加算

レセプトには 外来診療月の遠隔モニタリングの実施日を記載

酸素療法加算

2018年改定では

在宅ターミナルケア加算の追加加算として

酸素療法を行った場合には・・・**酸素療法加算 2000点**

がん末期であること

死亡月のターミナルケア加算の算定があること

緩和を目的とするもの

算定不能となるもの

在宅酸素療法指導管理料 酸素ボンベ加算 酸素濃縮器加算

液化酸素装置加算 呼吸同調式デマンドバブル加算 在宅酸素療法材料加算

ご清聴ありがとうございました

在宅酸素療法の適応には

「慢性呼吸不全で酸素吸入を必要とするが 症状が安定している患者」

在宅医療での酸素療法は

- ◎COPD等で通院中に酸素導入となった者が 在宅医療となった場合
- 慢性呼吸器疾患があつて 呼吸不全が著明となつて sP02 : 88以下となった場合
- 在宅移行にあつて 入院中の酸素療法を在宅医療で継続しなければならない場合
- △誤嚥性肺炎で 急性呼吸不全となつて 酸素療法を開始した場合
- △がん末期の患者があえいでいるので 酸素療法を開始した場合
- ×家族の希望があつて 酸素療法を開始した場合

参考にした図書

「在宅医療の完全解説」2024-25年度版 川人 明 著
医学通信社